

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

事業復活支援金は1月31日申請スタート！ 事前確認は1月27日から開始

事業復活支援金

会員事業所は
電話で事前確認できます

【対象者】下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して **50%以上**又は **30%以上50%未満減少**した事業者

【給付額】 **中小法人 上限250万円、個人事業者 上限50万円**

算定式：基準期間の売上高÷対象月の売上高×5カ月分

※売上高減少率、事業規模により給付額の上限は変わります。

【申請手続】事業復活支援金 HP からの電子申請。 <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

<申請の流れ>

①アカウントの申請・登録

上記の専用HPの「仮登録（申請ID発番）する」ボタンからアカウントを作成。
(10桁の申請IDが発番されます。このIDが②事前確認の際に必要です)

②事前確認

登録確認機関から、「事業を実施しているか」「感染症の影響を受けているか」「給付対象等を正しく理解しているか」の事前確認を受けます。

三条商工会議所の会員事業所は、電話(32-1311)での事前確認が可能です。
非会員の事業所は、下記のように相談窓口などで事前確認（対面）が可能です。
一時支援金・月次支援金の給付を受けている方は、事前確認を省略できます。

③申請 ※1/31(月)～5/31(火)

マイページにアクセスし、必要事項を入力、必要書類を添付します。

【サポート】ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、下記のサポートをご利用ください。

- ・申請サポート会場：プラカー1（新潟市、2/1(火)開設）
- ・よろず相談窓口：三条商工会議所 特設会場（2/1(火)開設、週3日程度）

【お問合せ】

- ・ 支援金全般・申請サポート会場について

事業復活支援金事務局：TEL 0120-789-140

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

- ・ 事前確認・よろず相談窓口について

三条商工会議所(事業復活支援金担当)：TEL 0256-32-1311

<http://www.sanjo-cci.or.jp>

その他の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp>

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。